

広島県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、因島瀬戸都市計画道路三・四・一号黒崎新開崎安郷線、三・五・二号湊土井線、三・四・三号浜畑家老渡線、三・六・四号新町城山線、三・七・五号港務所北側線及び三・五・六号新町福田線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦